

こども誰でも通園制度の制度化、
本格実施に向けた検討会（第2回）

資料2

令和6年9月26日（木）

こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年度試行的事業の実施状況

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 118自治体 】 ※令和6年8月30日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	福島県 南会津町	41	千葉県 成田市	61	長野県 長野市	81	大阪府 富田林市	101	徳島県 上勝町
2	北海道 函館市	22	茨城県 水戸市	42	東京都 港区	62	長野県 松本市	82	大阪府 東大阪市	102	香川県 多度津町
3	北海道 旭川市	23	茨城県 笠間市	43	東京都 中野区	63	長野県 飯田市	83	兵庫県 神戸市	103	愛媛県 今治市
4	北海道 登別市	24	茨城県 筑西市	44	東京都 杉並区	64	長野県 御代田町	84	兵庫県 姫路市	104	高知県 南国市
5	北海道 美幌町	25	栃木県 宇都宮市	45	東京都 北区	65	長野県 須坂市	85	兵庫県 加西市	105	福岡県 北九州市
6	北海道 白老町	26	栃木県 足利市	46	東京都 町田市	66	岐阜県 岐南町	86	兵庫県 養父市	106	福岡県 福岡市
7	北海道 浦河町	27	栃木県 栃木市	47	東京都 多摩市	67	静岡県 静岡市	87	兵庫県 南あわじ市	107	佐賀県 佐賀市
8	北海道 別海町	28	栃木県 日光市	48	神奈川県 横浜市	68	静岡県 浜松市	88	奈良県 奈良市	108	佐賀県 唐津市
9	青森県 青森市	29	栃木県 茂木町	49	神奈川県 川崎市	69	静岡県 沼津市	89	和歌山県 海南市	109	佐賀県 有田町
10	青森県 八戸市	30	群馬県 前橋市	50	神奈川県 相模原市	70	静岡県 富士市	90	和歌山県 紀美野町	110	長崎県 松浦市
11	岩手県 盛岡市	31	群馬県 高崎市	51	神奈川県 厚木市	71	愛知県 名古屋市	91	鳥取県 鳥取市	111	長崎県 東彼杵町
12	岩手県 一関市	32	群馬県 渋川市	52	新潟県 新潟市	72	愛知県 大府市	92	岡山県 岡山市	112	熊本県 熊本市
13	宮城県 仙台市	33	埼玉県 さいたま市	53	新潟県 見附市	73	愛知県 美浜町	93	岡山県 笠岡市	113	大分県 中津市
14	秋田県 湯沢市	34	埼玉県 行田市	54	新潟県 上越市	74	三重県 松阪市	94	岡山県 高梁市	114	大分県 臼杵市
15	山形県 山形市	35	埼玉県 鴻巣市	55	新潟県 南魚沼市	75	滋賀県 米原市	95	岡山県 備前市	115	大分県 杵築市
16	福島県 福島市	36	埼玉県 志木市	56	富山県 高岡市	76	京都府 京都市	96	広島県 広島市	116	大分県 姫島村
17	福島県 郡山市	37	千葉県 千葉市	57	石川県 七尾市	77	京都府 宇治市	97	広島県 呉市	117	沖縄県 那覇市
18	福島県 白河市	38	千葉県 市川市	58	石川県 津幡町	78	大阪府 大阪市	98	広島県 尾道市	118	沖縄県 浦添市
19	福島県 南相馬市	39	千葉県 松戸市	59	福井県 福井市	79	大阪府 豊中市	99	広島県 福山市		
20	福島県 伊達市	40	千葉県 野田市	60	山梨県 甲府市	80	大阪府 高槻市	100	山口県 防府市		

※今後、本年度中の実施希望や追加申請等がある場合は、保育政策課地域支援係までご相談ください。

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 実施状況速報

2024/8/30現在

- ☆事業実施の受け入れ開始時期については、自治体や事業所による。
- ☆実施予定自治体数や事業所数は、公募や変更申請の状況によって増減があり得る。
- ☆速報値につき、不明な部分は随時確認を行っていく。

①実施予定自治体	118自治体 ※2024/8/30時点	⑤運営主体	社会福祉法人……………299か所(42.9%) 学校法人……………162か所(23.2%) 公立……………129か所(18.5%) 株式会社……………75か所(10.8%) 特定非営利活動法人…8か所(1.15%) 個人立……………8か所(1.15%) 一般社団法人……………6か所(0.9%) 有限会社……………4か所(0.6%) 合同会社……………3か所(0.4%) 宗教法人……………2か所(0.3%) 医療法人……………1か所(0.1%)
②受入開始自治体	96自治体(81%) ※情報未提出自治体あり、随時更新予定 ☞4月開始…21自治体 ☞5月開始…8自治体 ☞6月開始…19自治体 ☞7月開始…41自治体 ☞8月開始…7自治体	⑥実施方法	余裕活用型……………322か所(46%) 一般型(在園児合同)…197か所(28%) 一般型(専用室独立)…178か所(26%)
③開始事業所数	697か所 ※開始月の月末までに管内実施一覧を提出	⑦専用室有無	無し……………495か所(71%) 有り……………202か所(29%)
④事業所類型	認可保育所……………242か所(34.7%) 認定こども園(幼保連携型)…165か所(23.7%) 認定こども園(型不明)…62か所(8.9%) 小規模保育事業所(型不明)…40か所(5.7%) 認定こども園(幼稚園型)…40か所(5.7%) 認定こども園(保育所型)…35か所(5%) 小規模保育事業所(A型)…25か所(3.6%) 幼稚園(施設型給付を受ける)…19か所(2.7%) 幼稚園(類型不明)…19か所(2.7%) 幼稚園(施設型給付を受けない)…14か所(2%) 認可外保育施設……………12か所(1.7%) 地域子育て支援拠点……………10か所(1.4%) 事業所内保育事業所……………4か所(0.6%) 家庭的保育事業所……………3か所(0.4%) 小規模保育事業所(B型)…1か所(0.1%) 小規模保育事業所(C型)…1か所(0.1%) 企業主導型保育事業所……………1か所(0.1%) 児童発達支援センター等……………1か所(0.1%) 認定こども園(地方裁量型)…1か所(0.1%) 一時預かり事業所……………1か所(0.1%) 専用施設……………1か所(0.1%)	⑧利用方法	定期利用×自由利用…299か所(43%) 定期利用……………214か所(31%) 自由利用……………184か所(26%)
		⑨初回の利用時 面談実施	有り……………632か所(91%) 無し……………65か所(9%)
		⑩親子通園	可……………414か所(59%) 不明……………256か所(37%) 不可……………27か所(4%)
		⑪一時預かり事業実 施有無	有り……………370か所(53%) 無し……………327か所(47%)

参考資料

(こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた
試行的事業の実施に関する調査研究)

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の 実施に関する調査研究 概要

調査目的	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業（以下、「試行的事業」という。）の実施に向けて、試行的事業実施の在り方について検討し、令和5年12月に中間取りまとめを行っているが、制度の本格実施に向けて、さらに整理が必要と考えられる事項を整理しており、本調査研究により、以下の項目について検討を行う。										
研究会設置	<p>以下に記する3つの項目について、検討・助言・提案・事後の考察を行うことを目的に、外部有識者からなる「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する研究会」を設置する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※研究会委員（五十音順、敬称略）</p> <table border="0"> <tr> <td>（座長）尾木 まり</td> <td>有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長</td> </tr> <tr> <td>竹原 健二</td> <td>国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部 部長 / 成育こどもシンクタンク戦略支援室 副室長</td> </tr> <tr> <td>藤高 直之</td> <td>立正大学 社会福祉学部 准教授</td> </tr> <tr> <td>堀 科</td> <td>東京家政大学 准教授</td> </tr> <tr> <td>松井 剛太</td> <td>香川大学 教育学部 准教授</td> </tr> </table> </div>	（座長）尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長	竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部 部長 / 成育こどもシンクタンク戦略支援室 副室長	藤高 直之	立正大学 社会福祉学部 准教授	堀 科	東京家政大学 准教授	松井 剛太	香川大学 教育学部 准教授
（座長）尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長										
竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所 政策科学研究部 部長 / 成育こどもシンクタンク戦略支援室 副室長										
藤高 直之	立正大学 社会福祉学部 准教授										
堀 科	東京家政大学 准教授										
松井 剛太	香川大学 教育学部 准教授										
<p>検討項目Ⅰ 《保育者のやりがいや緊張感等にも留意した検証》</p>	<p>試行的事業を実施する保育所等において、こども家庭庁によるアンケート調査やヒアリングを行い、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、その結果の取りまとめ及び分析を行う。</p> <p>本項目では、保育従事者の負担を考慮したうえで、こども誰でも通園制度の円滑な導入、運営が可能となるよう、事前準備や職員構成等に係る留意点を明らかにすることを目的とする。</p> <p>①実施規模については、人口規模や特徴の異なる市町村において試行的事業を実施する、8施設程度において実施。 ②具体的な実施方法については、当該施設に所属する保育従事者5人程度を対象とし、本体事業の従事者、試行的事業の従事者、双方への従事者それぞれについてヒアリングを行う。</p>										
<p>検討項目Ⅱ 《こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置》</p>	<p>試行的事業の実施事業所等に対しヒアリングを行うことにより、各事業所の人員配置の現状や課題を把握することを目的とする。</p> <p>ヒアリングについては、試行的事業実施事業所等を対象とし、具体的な実施方法としては、選定した事業所の保育従事者に加え、管理者にもヒアリングを行う。</p>										
<p>検討項目Ⅲ 《障害のあるこどもを受け入れる体制の整備》</p>	<p>中間とりまとめにおいては、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要があると指摘されている。</p> <p>本項目では、特に、重度の障害等により保育所等で過ごしたり、外出したりすることが難しい状態にあるこどもについては、有識者よりヒアリングを行い、具体的な状態像を確認し整理したうえで、「こども誰でも通園制度」において、従事者を居宅に派遣する場合に、こどもやその家族にとってどのような意義や留意点があるか、取りまとめを行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※ヒアリング有識者（五十音順、敬称略）</p> <table border="0"> <tr> <td>北川 聡子</td> <td>社会福祉法人麦の子会 理事長</td> </tr> <tr> <td>北山 真次</td> <td>姫路市総合福祉通園センター（ルネス花北） 所長</td> </tr> <tr> <td>駒崎 弘樹</td> <td>NPO法人全国小規模保育協議会 理事 / 認定NPO法人フローレンス 会長</td> </tr> <tr> <td>戸泉 めぐみ</td> <td>一般社団法人Orange Kids' Care Lab. 代表理事</td> </tr> <tr> <td>米山 明</td> <td>全国療育相談センター センター長</td> </tr> </table> </div>	北川 聡子	社会福祉法人麦の子会 理事長	北山 真次	姫路市総合福祉通園センター（ルネス花北） 所長	駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会 理事 / 認定NPO法人フローレンス 会長	戸泉 めぐみ	一般社団法人Orange Kids' Care Lab. 代表理事	米山 明	全国療育相談センター センター長
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会 理事長										
北山 真次	姫路市総合福祉通園センター（ルネス花北） 所長										
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会 理事 / 認定NPO法人フローレンス 会長										
戸泉 めぐみ	一般社団法人Orange Kids' Care Lab. 代表理事										
米山 明	全国療育相談センター センター長										
スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査研究の期間は、3/29(金)まで。 ■ 研究会については、全5回程度を予定。 ■ 検討項目Ⅱ及びⅢについては、8月中旬に成果物を提出予定。検討項目Ⅰについては、3月中に成果物を提出予定。 										

1. ヒアリング対象施設の試行的事業に関する人員配置の状況

● 配置の実態は多様だが、基本的に経験年数の長い保育士を専任として配置

□ 一般型・在園児合同保育 六実保育所（認可保育所）

- **定員10名に対して、専任保育士3名（うち常勤1名）、兼任保育士2名（うち常勤1名）を配置。**試行的事業の基準通りの配置をしている。また、本事業専任の常勤保育士の保育業務の経験年数は30年以上である。
- 在園児との合同保育のため、専任の保育士3名がメインとなり、子どもと一緒に年齢別のクラスに入って過ごす。クラスに入っても、排泄などはその職員が担当する場合もあれば、回を重ねて慣れてくることでクラス担任との関わりも見られている。兼任の職員3名は、早番・遅番のシフトも担っている。
- **小さな月齢の子どもや、毎回違う子どもが通うため、不安を感じている子どもへの個別対応や、アレルギー等のリスクを回避するための食事に関する丁寧な聞き取り、送迎時に保育所での様子を保護者にしっかり伝えることなどを重視し、有資格者を配置している。**
- 子どもが慣れていない場合、マンツーマンでの対応になる。

□ 一般型・専用室独立実施 高槻双葉幼稚園（幼稚園型認定子ども園）

- **定員16名（2歳児のみ）に対して、常勤保育士1名、非常勤保育士2名で担当。**常勤保育士は本事業専任で、経験年数は30年。2歳児預かりは昨年担当。
- **基本的に人手が足りない。**週1の利用のため、朝の親子分離に時間がかかる。中遊びと外遊びの移行のタイミングも手が足りない。着替えや排泄も基本的に1対1で対応する必要があるため、子どもが待つ時間が発生してしまう。9月以降は昼食が始まるが、慣れるまでは介助が必要。アレルギー児がいる場合、その対応も必要となる。試行的事業の保育時間中は基本的に休憩はとれない。

□ 余裕活用型 あかさかルビニー園（幼保連携型認定子ども園）

- **受け入れは基本的に1日あたり1人としており、専任の保育士（保育士経験は20年程）を1名配置し、一緒にクラスに入る。**
- **余裕活用型であり、在園児と分けずに合同で保育を行っていることから、クラスの中では、クラスに配置している他の保育士も一緒に試行的事業の子どもに関わる。**受け入れ間もない時期や0歳児は、専任の保育士が主に関わるが、慣れてきたら、ずっと傍らにいるというわけではなく、クラスの子どもと一緒に活動する。クラスの先生とは、子どもの成育状況、アレルギーなどの情報を共有している。
- 障害のある子どもを受け入れる場合、その子どもに応じた個別の対応が求められるため、クラスに入っても1対1の体制が必要となる。

2. ヒアリングから得られた試行的事業の取組工夫の例(①こどもとの関わり)

● 一人ひとりの好みや発達を見極めた個別のアプローチに関する工夫

- 一人ひとりの状況に合わせてながら、対応していくスキルが求められる。子どもにとって、いまはどのような保育環境がよいか、その子に合わせた丁寧な対応を重視している。
- 自分の気持ちをうまく表現できない子どもが多いため、保育者が気持ちをわかってあげられるような関わりが重要。おもちゃやキャラクターの好みも一人ひとり異なるため、それぞれの好みを把握することを重視している。子ども同士のコミュニケーションでも、言語活用の度合いに個人差があるため、適宜保育者が仲介している。

● 利用のたびに発達状況が大きく変化することに対する工夫

- 初回面接から2～3週間経ってから最初の利用になる場合や、定期・自由・定期×自由と様々な利用形態がある中、定期利用であっても短時間の利用であったり、キャンセルなどで次の利用までに間が空くことも想定される。そのような場合、食事の形態が変わっていたり、できなかったことができるようになっていたりなど子どもの状況が変化するため、当日園に来て生活票を記入してもらう際に、細かく聞き取りを行う。

● 限られた利用日数・時間の中で、こどもの状況を見極めて保育計画や記録を作成する工夫

- 週1～2回の利用でも、こどもの発達に関する専門的知見に基づき、こどもの年齢や発達段階に応じた気づきを記録として作成している。保育計画では、今回できたことや発達状況等を踏まえて、次に来るときのことを見通して目標を立てるようにしている。
- 週案には、クラス全体の様子をみながら、こどもに経験してほしいことを反映している。月齢よりも、今のこどもの発達の状況を見極め、それぞれにあわせたアプローチをとっている。

● 限られた利用日数・時間の中で、こどもが園で安心して過ごせるようにするための工夫

- 在園児との合同保育を基本としており在園児と同様にこどもが安心して一日を過ごすことができるよう配慮している。
- 試行的事業に限らずではあるが、はじめは不安で泣くものであり、慣れるまでに時間が必要であることを踏まえつつ、こどもの気持ちが紛れるような工夫を行い、楽しい気持ちとなるよう働きかけの工夫を行っている。

2. ヒアリングから得られた試行的事業の取組工夫の例(②保護者との関わり)

● 送迎時など、限られたタイミングでの関係構築の工夫

- 送迎時や何気ない会話の中で保護者とコミュニケーションをとり、安心して通園してもらえるよう心がけている。
- 4月の親子通園時にこどもの様子を聞き、発達の状況等を把握。世間話や「お子さんのいいところを教えてください」というかたちから入る。学期中にも保護者面談を行い、家庭の様子を聞いている。
- **通常保育では保護者と日々、連絡帳等によるやり取りがあるが、試行的事業では、利用都度の対面でのコミュニケーションが中心となる。気になることなどがあった場合、保護者との関係性の構築状況、心理的な配慮を踏まえつつ、コミュニケーションをとるようにしている。**一時預かりと比較して、試行的事業の目的をふまえると、こどもの成長を一緒に見守るという点で、より保護者との信頼関係の構築を重視している。

● 保護者の抱えている悩みを把握し、寄り添った支援の工夫

- **子どもだけでなく、家庭全体の支援の必要性に気づく、ということも重要。どういうところで保護者が育児負担を感じているのか、迷っているか、保護者との会話の中から探り、状況を把握することを重視している。**
- 預かりの際は、保護者に「お話メモ」を任意で書いてもらう。保護者が話したいことを自由に記載するというもので、内容は他の子どもと比べて気になる点やイヤイヤ期の大変さ、家庭でみられたこどもの様子など様々。記載内容をふまえ、保護者の気持ちに寄り添うことを意識している。**幼稚園に比べると保護者との距離感が近い。**
- 受け入れ時に面談を行い、子どもと一緒に来てもらう。成育環境、離乳状況、アレルギー、ワクチン接種状況、好みなどを確認しながら、アセスメントする力が求められる。

● 保護者が不安を感じやすいため、安心してもらうための工夫

- 預けることに不安を感じる保護者には、安心して預けることができるような言葉かけをしている。
- 預ける際に、子どもは泣くので、保護者は心配するが、**保育士の関わりによって落ちつくことや、写真や動画などで園で遊んでいる様子を具体的に伝えることで、保護者は安心する。結果、信頼関係の構築につながる。保護者にいかに安心してもらうかを重視している。**

2. ヒアリングから得られた試行的事業の取組工夫の例(③職員間連携)

● 職員間で共通認識をもつための工夫

- **試行的事業は一時預かりと異なり、こどもの育ちを支援するための事業である点を保護者に理解してもらう必要があり、事業目的を現場の保育士が理解した上で対応することが求められる。** 目的に応じた対応ができているか職員間でコミュニケーションをとりながら取り組んでいる。
- 家庭で課題を抱えている場合などは、クラス担任等を含め、職員間で相談し合い、関わり方を決めていくなどして、対応力を高めている。

● 受入の留意点を職員間で共有するための工夫

- 朝礼で当日受け入れるこどもの状況を職員同士で共有し、丁寧な対応を行っているほか、試行的事業について園内会議で共有している。
- **試行的事業の受け入れ状況を記載した予約票は、事務室の職員が誰でもみられる場所に置いている。また、クラス別の受け入れ状況、食事の予定、前回のこどもの様子からみた留意事項も、事務室の壁に掲示している。**
- チャット機能を園全体で活用しており、何か共有すべきことがあれば記入している。一方、紙ベースのほうが安心するという声もあり、週案などは紙で作成している。

- 所在地：千葉県松戸市
- 設立年：1975年
- 運営主体：松戸市

1. 六実保育所（認可保育所）

事業概要

実施方法・利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 一般型（在園児合同）、自由利用 利用上限は月10時間まで 	併設事業	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所を併設（在園児と合同）。
受入れ年齢・定員	<ul style="list-style-type: none"> 生後6か月～満3歳未満までの子どもを受け入れ。 年齢に関わらず定員は全体で10名。 	昨年度の利用実績・標準的な利用モデル	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度モデル事業の利用実績は、延べ94人、月間平均11.75人。 試行的事業は1日平均2～3人、子ども1人あたり平均2～3時間、利用パターンは自由利用が多い。
実施曜日・時間	<ul style="list-style-type: none"> 開所曜日は月～金。 開所時間は9～16時の7時間。 	配慮を要することもや家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度モデル事業では、市の方針で、子育ての困難や育てにくさを感じている家庭を優先的に受け入れていた。 試行的事業においては、支援を必要とする家庭の優先受入枠を2枠設けている。
事業の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 給食等提供、アレルギー対応、午睡対応、園外活動（お散歩等）、在園児との合同保育を実施。 		

職員体制（配置人数・理由、現場管理者の有無、研修受講状況）

- 専任の保育士が3名（うち常勤1名）、兼任の保育士が2名（うち常勤2名）、看護師1名、調理員8名、管理者1名。試行的事業の基準通りの配置をしている。また、本事業専任の常勤保育士の保育業務の経験年数は30年以上である。
- 在園児との合同保育のため、専任の保育士3名がメインとなり、子どもと一緒に年齢別のクラスに入って過ごす。クラスに入っても、排泄などはその職員が担当する場合もあれば、回を重ねて慣れてくることでクラス担任との関わりも見られている。兼任の職員3名は、早番・遅番のシフトも担っている。
- 小さな月齢の子どもや、毎回違う子どもが通うため、不安を感じている子どもへの個別対応や、アレルギー等のリスクを回避するための食事に関する丁寧な聞き取り、送迎時に保育所での様子を保護者にしっかり伝えることなどを重視し、有資格者を配置している。**
- 子どもが慣れていない場合、マンツーマンでの対応になる。職員がゆとりをもって子どもに対応できるよう、基準通りの職員配置としている。**
- 保育者は試行的事業における意義・目的・仕組みについての研修を受講している。職員が毎年受講する研修において、試行的事業に従事するにあたって必要な内容も含まれている。

一日の中で人員が必要な場面

- 初回の面接では、保護者と面談する保育士と、おもちゃなどで子どもと遊ぶ保育士の計2名で対応する。子どもと遊びながら、どういう遊びが好きか（例：音が鳴る絵本、電車、くるくる回るおもちゃなど）、抱っこが好きかどうかなど、子どもの様子や興味を観察して記録する。
- 入所児童と同じ活動をするため特別な対応はとっていないが、初めての受入や不定期に通ってくる子どもであり、乳幼児突然死症候群や園での初めての食事など、リスクは高い。特に6か月～1歳では離乳食に関する聞き取りを丁寧にしている。
- 試行的事業の利用が重なった場合など、兼任として配置されている職員が応援に入って、保護者の受け入れをサポートすることもある。

1. 六実保育所（認可保育所）

他機関等との連携

- 関係機関（子ども家庭センター・親子すこやかセンター・地域の担当保健師・地域子育て支援拠点等）から保育課にあて、支援を必要とする世帯として「連絡票」を受けた場合には「利用優先者」として保育課が実施保育所と調整し優先的に利用できるようにしている。

通常保育や一時預かりと比較した場合、特に試行的事業において求められると感じる専門性やスキル

こどもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> 初回面接から2～3週間経ってから最初の利用になる場合や、定期・自由・定期×自由と様々な利用形態がある中、定期利用であっても短時間の利用であったり、キャンセルなどで次の利用までに間が空くことも想定される。そのような場合、食事の形態が変わっていたり、できなかったことができるようになっていたりなどこどもの状況が変化するため、当日園に来て生活票を記入してもらう際に、細かく聞き取りを行う。 誤飲・誤食、SIDSなどのリスクは、試行的事業でも特に気を付けている。2歳児くらいになるとある程度時間が経過することで、こども自身が通園を楽しみにするようになってくるが、慣れた時期でも食事には気をつけるようにしている。また、0歳児や1歳児は母子分離に時間を要する姿がある。 個々の支援計画を立てており、在園児と同様に各クラスの保育計画にのっとりながら、一日の記録を残すようにしている。 在園児との合同保育を基本としており在園児と同様にこどもが安心して一日を過ごすことができるよう配慮している。 一人ひとりの状況に合わせながら、対応していくスキルが求められる。こどもにとって、いまはどのような保育環境がよいか、その子に合わせた丁寧な対応が必要である。
保護者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 送迎時や何気ない会話の中で保護者とコミュニケーションをとり、安心して通園してもらえるよう心がけている。 こどもだけでなく、家庭全体の支援の必要性に気づく、ということも重要。どういうところで保護者が育児負担を感じているのか、迷っているか、保護者との会話の中から探り、状況を把握するスキルが求められる。 預けることに不安を感じる保護者には、安心して預けることができるような言葉がけをしている。
職員間連携	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼で当日受け入れるこどもの状況を職員同士で共有し、丁寧な対応を行っているほか、試行的事業について園内会議で共有している。 試行的事業の受け入れ状況を記載した予約票は、事務室の職員が誰でもみられる場所に置いている。また、クラス別の受け入れ状況、食事の予定、前回のこどもの様子からみた留意事項等、一週間の予定を掲示し共有している。

専門性を高めるために必要な支援

- 事業開始前に市から丁寧な説明があったほか、事業開始後も担当者が保育所にたびたび様子を見に来て、状況を聴取してくれることは大きい。登録時の面談の進め方、受け入れの準備、保護者対応、食事の提供など、日々試行錯誤しながら進めていることも多いため、試行的事業を実施している他園の工夫や課題に関する情報共有・相談、今後実施予定の園も含めた交流機会等を設けていきたい。

- 所在地：大阪府高槻市
- 設立年：1967年
- 運営主体：学校法人高槻双葉学園

検討項目Ⅱ関係
 «子ども誰でも通園制度において
 求められる専門性、人員配置»

2. 高槻双葉幼稚園（幼稚園型認定こども園）

事業概要

実施方法・利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般型（専用室独立実施） ・週1回の定期利用（こどものみ） ・月あたり利用時間：4～8月は12時間、9月以降17時間
受入れ年齢・定員	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ年齢：2歳児 ・定員：1日あたり16人（登録者48名が前週木曜までに希望日を予約）
実施曜日・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・実施曜日：月・火・木・金 ・実施時間：4～8月は3時間、9月以降4時間15分
事業の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3月は給食提供（9～12月はお弁当持参） ・4月のみ親子登園 ・幼稚園の園庭やホール利用可能。在園児との関わり有

併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談、園庭開放、妊婦向け子育て支援等を実施 ※従来実施していた2歳児向けの事業を試行的事業に移管
昨年度の利用実績・標準的な利用モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度モデル事業：年間延べ793人、月平均27人 ・標準的な利用モデルは実施時間のとおり
配慮を要することもや家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に面談を実施しておらず、基本的に誰でも登録すれば利用可能 ・療育に通っているこどももいる。発達に遅れがみられる子にとっても、集団に入ることは大きな刺激となっている

職員体制（配置人数・理由、現場管理者の有無、研修受講状況）

- ・ **常勤保育士1名、非常勤保育士2名で担当**。常勤保育士は本事業専任で、経験年数は30年。2歳児預かりは昨年より担当。
- ・ 事業全体の責任者は園長が務める。予約管理等は事務職員が対応している。
- ・ 試行的事業に特化した研修は特に受講していない。2歳児担当の専任保育士は、事業担当となってから2歳児の発達に関して独学で学んだとのこと。

一日の中で人員が必要な場面

- ・ 一日の流れとして、登園後1時間半ほど室内遊びをしたあと30分ほどダンスや手遊びをし、残り1時間は外遊びをして帰宅となる（9月以降は昼食もとる）。
- ・ 最大16人を保育士3名でみているが、基本的に人手が足りていない。**週1の利用のため、朝の親子分離に時間がかかる。中遊びと外遊びの移行のタイミングも手が足りない。着替えや排泄も基本的に1対1で対応する必要があるため、こどもが待つ時間が発生してしまう。**9月以降は昼食が始まるが、慣れるまでは介助が必要。アレルギー児がいる場合、その対応も必要となる。試行的事業の保育時間中は基本的に休憩はとれない。
- ・ 曜日によっても利用人数に差があり、人気の曜日（火曜日や金曜日）は利用希望者が多いため、特に忙しくなる。

2. 高槻双葉幼稚園（幼稚園型認定こども園）

他機関等との連携

- 試行的事業に限ったことではないが、子育て支援センターや高槻市の担当部署と連携し、虐待等含め何かあれば連絡調整できるようにしている。

通常保育や一時預かりと比較した場合、特に試行的事業において求められると感じる専門性やスキル

こどもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> 自分の気持ちをうまく表現できない子どもが多いため、保育者が気持ちをわかってあげられるような関わりが重要。おもちゃやキャラクターの好みも一人ひとり異なるため、それぞれの好みを把握する必要がある。 こども同士のコミュニケーションでも、言語活用の度合いに個人差があるため、保育者の仲介も必要となる。 日によって利用するこどもが入れ替わるので、こどもが場に安心感を持つまでに時間がかかる。ただし、慣れてくるとこどもたちも「この教室にいる子はだれでも友達」という認識になるようである。3歳以降に幼稚園に入園してからも、園の生活に慣れやすい。 週案には、クラス全体の様子をみながら、こどもに経験してほしいことを反映している。月齢よりも、今のこどもの発達の状況を見極め、それぞれにあわせたアプローチをとっている。 去年は7月スタートだったが、7月以降すぐに夏休みに入ってしまう、関係性が元に戻ってしまったため、4月開始が望ましい。 幼稚園の場合、設備が低年齢児向けでないため、トイレなどで苦労している。
保護者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 4月の親子通園時にこどもの様子を聞き、発達の状況等を把握。世間話や「お子さんのいいところを教えてください」というかたちから入る。学期中にも保護者面談を行い、家庭の様子を聞いている。 通常の預かりの際は、保護者に「お話メモ」を任意で書いてもらう。保護者が話したいことを自由に記載するというもので、内容は他のこどもと比べて気になる点やイヤイヤ期の大変さ、家庭でみられたこどもの様子など様々。記載内容をふまえ、保護者の気持ちに寄り添うことを意識している。幼稚園に比べると保護者との距離感が近い。 お迎えの際には、その日あったことを2～3点共有するが、3学期以降は幼稚園入園を見据えて徐々にコミュニケーションの機会を減らす。
職員間連携	<ul style="list-style-type: none"> チャット機能を園全体で活用しており、何か共有すべきことがあれば記入している。一方、紙ベースのほうが安心するという声もあり、週案などは紙で作成している。

専門性を高めるために必要な支援

- 幼稚園の場合、ベースにあるのは3～5歳児に関する知識であるため、低年齢児や子育て支援に関する研修の受講機会がもっと確保されるとよい。**
- 試行的事業が始まる前から2歳児の預かりクラスを行っていたが、その際は週1回1時間のみの受入だったため、こどもとの関わりが薄く、知識も乏しかった。試行的事業では3～4時間の関わりとなるため、よりこどもの発達について深く知る必要がある。

- 所在地：佐賀県有田町
- 設立年：2006年
- 運営主体：社会福祉法人浄元福祉会

3. あかさかランビニー園（幼保連携型認定こども園）

事業概要

実施方法・利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余裕活用型。定期利用のみ（週1回もしくは2回）。 ・ 利用上限は月10時間まで。 	併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり保育事業。 ・ キッズスペース（こどもの居場所）。 ・ こども食堂。
受入れ年齢・定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳6か月～2歳児（今年度3歳になった乳幼児も利用可）。 ・ 定員に空きがある場合に受け入れる。 	昨年度の利用実績・標準的な利用モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度モデル事業では、週に5人の利用があった。週1回、週2回、それぞれ利用があった。 ・ 今年度（7月時点）は、週2回：2名、週1回：2名。8月から週2回が1名増える予定。
実施曜日・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開所曜日は月～金。 ・ 開所時間は8:30～16:30の7時間。 	配慮を要するこどもや家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、配慮が必要なこどもの利用はない。 ・ 昨年度のモデル事業の際、視覚障害のあるこどもを受け入れた。
事業の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食等提供、アレルギー対応、午睡対応、園外活動、在園児との合同保育。親子通園はこどもが慣れるまで実施することを考えていたが、意外に問題がなかったため、実施していない。こどもの様子を見て対応する。 		

職員体制（配置人数・理由、現場管理者の有無、研修受講状況）

- ・ **受け入れは基本的に1日あたり1人としており、専任の保育士（保育士経験は20年程）を1名配置し、一緒にクラスに入る。**試行的事業の基準通りの配置をしている。今後、受け入れるこどもが2名となった場合、主幹保育士や副園長が対応するなど、柔軟に体制を構築していく予定である。他に、看護師、栄養士が常勤で兼務している。
余裕活用型であり、在園児と分けずに合同で保育を行っていることから、クラスの中では、クラスに配置している他の保育士も一緒に試行的事業のこどもに関わる。受け入れ間もない時期や0歳児は、専任の保育士が主に関わるが、慣れてきたら、ずっと傍らにいるというわけではなく、クラスのこどもと一緒に活動する。クラスの先生とは、こどもの成育状況、アレルギーなどの情報を共有している。
- ・ **障害のあるこどもを受け入れる場合、そのこどもに応じた個別の対応が求められるため、クラスに入っても1対1の体制が必要**となる。
- ・ こども、保護者、それぞれに関わりが求められることから、保育士のみならず多様な人材が必要となるため、子育て支援員研修の修了者なども巻き込みながら、保育士等の専門資格のある職員を中心に体制構築ができることよい。
- ・ だれ通に特化した研修は行っていないが、例えば0～2歳児に対する遊びに関する研修会を実施している。遊びを通じたこどもの学びや成長について学ぶ。

一日の中で人員が必要な場面

- ・ 利用を開始して間もない時は、こどもが泣いてしまうことも多い。余裕活用型でクラスに入るため、**日々というよりは、新規の受け入れがある際に、在園児の園生活に影響しないよう、人員が必要となる。**慣れるまでの期間は、こどもによって異なるが、慣れたと思っても、次の利用まで1週間程度空くと、元に戻ってしまうことがあり、在園児と比較して時間がかかる。

3. あかさかルンビニー園（幼保連携型認定こども園）

他機関等との連携

- 和歌山大学の先生と連携し、園内研修を行ったり、こどもの遊びについての保育研究を行っている。
- 心配なことなどがあれば、町の保健師と連携して対応する。

通常保育や一時預かりと比較した場合、特に試行的事業において求められると感じる専門性やスキル

こどもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> 通常保育でも変わらない点ではあるが、低年齢児の特性を理解し、いつ利用があっても、それぞれのこどもの好きなこと、苦手なことを理解して、個々のこどもに応じた対応ができるようにする必要がある。週1～2回の利用でも、こどもの発達に関する専門的知見に基づき、こどもの年齢や発達段階に応じた気付きを記録として作成する力も求められる。保育計画では、今回できたことや発達状況等を踏まえて、次に来るときのことを見通して目標を立てる力も求められる。 通っていない時に、制作活動が進んでしまうこともあり、休んだ在園児と一緒に取り組むなど、活動機会を調整するマネジメント力も必要となる。 試行的事業のこどもも給食に対応しているため、アレルギーには注意を払っている。在園児とともに、アレルギーがある場合は給食室に名前とともに貼りだし、お盆も変えて間違えないよう工夫する。 試行的事業に限らずではあるが、はじめは不安で泣くものであり、慣れるまでに時間が必要であることを踏まえつつ、こどもの気持ちが紛れるような工夫を行い、楽しい気持ちとなるよう働きかけの工夫が求められる。
保護者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 通常保育では保護者と日々、連絡帳等によるやり取りがあるが、試行的事業では、利用都度の対面でのコミュニケーションが中心となる。気になることなどがあった場合、保護者との関係性の構築状況、心理的な配慮を踏まえつつ、コミュニケーションすることが求められる。一時預かりと比較して、試行的事業の目的より、こどもの成長を一緒に見守るという点で、より保護者との信頼関係の構築が重要となる。 預ける際に、こどもは泣くので、保護者は心配するが、保育士の関わりによって落ちつくことや、写真や動画などで園で遊んでいる様子を具体的に伝えることで、保護者は安心する。結果、信頼関係の構築につながる。保護者にいかに安心してもらうかに対し、スキルが必要。 保護者が子育てで心配に思っていることがあれば、意識的に聞くようにして、不安解消につながる働きかけを行う。 受け入れ時に面談を行い、こどもと一緒に来てもらう。成育環境、離乳状況、アレルギー、ワクチン接種状況、好みなどを確認しながら、アセスメントする力が求められる。
職員間連携	<ul style="list-style-type: none"> 試行的事業は一時預かりと異なり、こどもの育ちを支援するための事業である点を保護者に理解してもらう必要があり、事業目的を現場の保育士が理解した上で対応することが求められる。目的に応じた対応ができていないか職員間でコミュニケーションをとりながら取り組んでいる。 家庭で課題を抱えている場合などは、クラス担任等を含め、職員間で相談し合い、関わり方を決めていくなどして、対応力を高めている。

専門性を高めるために必要な支援

- こどもの発達段階や育ちに関する継続した学びに対する支援があるとよい。
- 発達障害など、障害に関わる研修の機会があるとよい。

1. 想定されるこどもの具体的な状態像

- 保育所等で過ごすことや外出することが難しいこどもとして、想定されるこどもの具体的な状態像について

- 具体的な状態像について、主に以下のようなものが想定される
 - 主に、医療的ケアの必要なこどもについて

呼吸機能を補助する気管カニューレの管を自分で取ってしまうなど常時見守りが必要。疾患の特性・状態から免疫が弱く感染リスクが高い、体力が弱っていたり、外出による気温の変化などにより発作が起きやすい状態にある。

- 主に、障害のあるこどもについて

遊びの中で脱臼や側弯症にならないように姿勢を保つことが必要。自閉スペクトラム症（ASD）などで強い過敏（対人、環境変化など）で外出や他人と関係構築が困難、感覚が過敏で抱くことなども難しく情緒が不安定。

※こどもの成長や発達によって、体力がついたり、状態が安定することで、通園が可能になったり、また、経口で食事ができるようになり経管栄養の管理が不要になることで通園できる可能性が高まることもある。このように、こどもの状態が変化していくことを念頭におく必要がある。

- こうしたこどもが主に利用しているサービスや支援
 - 訪問看護／居宅訪問型児童発達支援事業所／訪問リハ／訪問診療／ヘルパー／病児保育 等

2-1. 「こども誰でも通園制度」で従事者を居宅に派遣する場合の意義・懸念点・留意点

- 「こども誰でも通園制度」において、従事者を居宅に派遣する場合、こどもや保護者にとってどのような意義があるか。また、「こども誰でも通園制度」の意義に照らして懸念されること、留意点、配慮すべき点として、どのようなことが考えられるか

- (i) 基本的な姿勢

- 保育士等が持つ心構えや考え方に関して重要なこととして、障害や発達特性の理解への前向きな姿勢を示すことが求められる。
- また、障害のあるこどもを特別視せず、他のこどもと同様に、その存在を肯定し一緒に楽しめること、そのこどもを中心に考えることが重要である。

- (ii) こどもにとっての意義

- 入退院を繰り返したり、在宅生活をしているこどもにとって、居宅の中でもあっても、保育士等との遊びは新たな刺激や体験である。
- また、保護者がこどもと一緒に遊ぶ方法を知ること、家庭でのこどもとの関わり方を学ぶことにもつながるとともに、保護者がこどもの成長に気づく契機となり、これまで不安で踏み出せなかったことに、こどもとともにチャレンジする意欲が生まれるなど、こどもの育ちだけでなく、こどもと保護者の関係においてもよい影響がある。

2-2. 「こども誰でも通園制度」で従事者を居宅に派遣する場合の意義・懸念点・留意点

- (iii) 保護者や家庭にとっての意義

- 保護者はこどもの発達や子育てについて保育士等と相談することができる。また、保護者やこどもが抱えている課題だけでなく、障害のあるこどものきょうだい児等に課題がある場合も、保育士等が家庭に入ることにより明らかとなり、支援につなげることができる。
- また、第三者である保育士等とのかかわりを持つことで、保護者の孤立感や負担感が解消でき、虐待やネグレクトのリスク低減につながる場合もある。
- 加えて、障害のあるこどもをもつ保護者が、こどもと外出することに不安を抱えているケースもある。そうした場合に、まずは居宅訪問によって保育士等が寄り添うことで、保護者の不安がやわらぎ、通園への移行につながることも考えられる。

2-3. 「こども誰でも通園制度」で従事者を居宅に派遣する場合の意義・懸念点・留意点

- (iv) 留意点

- 家庭が困難な課題を抱えている場合も考えられるため、居宅を訪問する保育士等を保育所等内でサポートする体制や、保育所等と自治体や関係機関とが連携し、こどもや家庭の支援を行っていく体制を構築していくことについても想定しておく必要がある。
- 利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまう可能性について留意して対応していくことが求められる